

緊急・ミャンマー商標法施行に伴う留意点

2019年12月3日

1. 概要

世界中から注目されているミャンマー商標法は、2019年1月30日に大統領に承認され、来年より正式に施行される見通しです。これまでに現地及び関係各国事務所から収集した情報に基づき、ご案内申し上げます。なお、これらの情報は2019年11月19日時点で入手できたものをベースにしており、かつオフィシャルな通達が未だ発表されていないため、予告なしに変更される可能性がある点につき、ご留意お願い致します。

2. 制度の紹介（未確定）

ミャンマー当局による正式な通知は、現時点（2019年12月2日）では、発表されておませんが、新商標法に基づく商標出願受付が2020年1月より開始される可能性が高いという情報を現地代理人から入手しております。

新制度では、二段階で商標出願受付を行う予定で、(1)2020年1月から7月までの6ヶ月間をトライアル期間として、所有権宣言登記済みの商標、またはミャンマーにて使用中の商標（以下、「旧商標」とする）の再出願を留保するための期間（ソフトオープニング期間）を設け、その後、(2)全ての一般的な新規出願を受け付ける（グランドオープニング）予定とのことです。

(1)ソフトオープニング期間中の旧商標に基づく再出願手続

2020年1月～7月までの6か月間に、①所有権宣言登記済みの旧商標及び②ミャンマー市場で使用中の旧商標（未登記でも可）に基づく再出願が可能です。

ソフトオープニング期間の出願は、グランドオープニングの日までに、出願費用を支払うことにより、グランドオープニングの日が出願日となる予定です。

再出願では、商標については、登記/使用証拠の商標との同一性が求められ、また、指定商品役務については、登記/使用の指定商品役務と同一、または、包含されていることが求められる予定です。

必要書類

- ・領事認証された委任状原本(*)

(*)認証手続の簡易化を検討中とのことです。公証のみになる可能性もございます。

- ・出願商標

- ・ニース 10/11 版に基づく指定商品役務

- ・登記済所有権宣言書写し(上記①の出願の場合)

- ・使用開始日及び使用証拠（上記①の出願の場合は任意。②の出願の場合は必須。）

(2) グランドオープニング後の出願

2020年7月以降、すべての商標出願手続の受付が開始されます。グランドオープニング後も6月間は、旧商標に基づく商標も、引き続き出願可能です。

グランドオープニング後の出願は、出願費用の納付日が、出願日となる予定です。

必要書類

・領事認証された委任状の原本(*)

(*) 認証手続の簡易化を検討中とのことです。公証のみになる可能性もございます。

・ニース 10/11 版に基づく指定商品役務

・出願商標

・パリ優先権主張の場合、優先権証明書

3. 弊社提案

・旧商標をお持ちのお客様は、ソフトオープニング期間中に旧商標に基づく再出願を行うことをお勧めいたします。

・実体審査（グランドオープニング後にスタート）では絶対的拒絶理由のみの審査となり、異議申立の場合にのみ、相対的拒絶理由が審査される模様です。異議申立に備えて、使用開始日及び使用証拠のご準備をお勧めいたします。最も古い新聞警告の写しや他の使用証拠の保管状況をまずご確認ください。

・登記/使用証拠と出願の権利者及び住所の同一性が求められる場合がございます。今一度、登記情報をご確認ください。

・旧商標をお持ちでない（ミャンマーで未登記・未使用）場合でも、ソフトオープニング期間開始前（本年末を目途）に現制度に基づく所有権宣言の登記申請をすれば、ソフトオープニング期間中の再出願が可能となります。しかし、ソフトオープニング開始日前の登記完了が条件になるとの未確定情報もあるため、注意が必要です。所有権宣言の登記申請には、書類の準備や認証に相当な時間を要し、現地の登記所も混雑が予想されます。急いで申請してもソフトオープニング迄に登記完了が間に合わない、または当局の処事情形から、登記の受付自体が早期に中止となる事態も否定できません。これから所有権宣言の登記申請を着手するのであれば、上記諸事情を十分にご理解頂いたうえで、その要否をご判断されるよう、お願い申し上げます。

ご不明な点などがありましたら、商標部権利化 G までお問い合わせください。

日本技術貿易株式会社 商標部
松本、範